(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年九月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県山口市徳地野谷字釣山後九一四の七

(一)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

二　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山口県周南市大字鹿野上字モミノ木一三から一五まで、字上夏山一六、字夏山四一〇の一、四一三の二、字中原四三〇（次の図に示す部分に限る。）、四二九、字餅足谷四三二の一（次の図に示す部分に限る。）、四三二の五、四三二の一〇、四三二の一三、四三二の一七、字五万堂五六四の一七から五六四の二〇まで、字柿木原八八二の二、八八三、八八四の二、八八四の三、字中村一〇三五、一〇三六、字杭割一〇三七から一〇五〇まで、一〇四四第一、字中坂根四五五三から四五六三まで、字坂根四六一四から四六一六まで、大字大潮字片山五五二から五五六まで、五七二の一から五七二の三まで、字葉ノ内五七八の一から五七八の五まで、五七八の六（次の図に示す部分に限る。）、字狼鹿野一五五六の一、大字須万字風呂原一八九四、字とんぬん畑一八九五、字風呂ケ原一八九八、五一七九、五一八〇の一

(一)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(二)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字五万堂五六四の一〇・字片山五五三・五五四・五五六・五七二の二・字葉ノ内五七八の一・五七八の五・五七八の六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千四百八十六号

出願者から出願公表後に品種登録出願が取り下げられたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び取下げ年月日
Cymbidium Sw.	エンゼルナースユキパート2	新居徳久 徳島県阿南市新野町川赤40―2	第30568号 平成29年8月24日
〃	彩光（さいこう）	〃	第30584号 平成29年8月24日
Haworthia cymbiformis (Haw.) Duval var. obtusa (Haw.) Baker	華紫（はなむらさき）	林雅彦 愛知県豊川市野口町道下60サキュレント樹B棟202号	第30224号 平成29年8月7日
Ipomoea batatas (L.) Lam.	富入り札万（ふいりさつまん）	塚田一枝 栃木県鹿沼市御成橋町1丁目2257番地5 塚田政好 栃木県鹿沼市御成橋町1丁目2257番地5	第27899号 平成29年8月31日
Osteospermum L.	KLEOE14232	Nils Klemm Hanfacker Gew 9, 70378 Stuttgart, Germany	第31745号 平成29年8月4日
Paeonia suffruticosa Andrews	紫の上（むらさきうえ）	板垣進 新潟県五泉市一本杉2925番地	第31899号 平成29年8月23日

○農林水産省告示第千四百八十七号

出願公表後に品種登録出願が拒絶されたので、種苗法（平成十年法律第八十三号）第十三条第二項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十九年九月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び拒絶年月日
Antirrhinum L.	ストロベリーマーブルバランツル	北浦雅宏 群馬県前橋市山王町一丁目14番地6	第30483号 平成29年8月21日
Capsicum L.	ピカマチス	横田哲治 東京都板橋区成増1―13―17	第30414号 平成29年7月18日
Hydrangea L.	ハワイアンファーストレディー	葉山一幸 愛知県田原市小塩津町宮東13番地	第28427号 平成29年7月7日
Momordica charantia L.	岡村緑秀（おかむらりょくしゅう）	岡村秀雄 埼玉県児玉郡上里町大字金久保511―1	第28907号 平成29年8月1日